

島根県選挙管理委員会情報セキュリティポリシー

令和 8 年 1 月 8 日

1 目的

この情報セキュリティポリシーは、島根県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が取り扱う情報資産のうち、島根県が策定する情報セキュリティポリシーの適用外となる情報資産について適切に保護するため、基本的な事項を定めることを目的とする。

2 定義

この情報セキュリティポリシーの各種用語の定義を次のとおりとする。

(1) 島根県情報セキュリティポリシー

島根県が策定する情報セキュリティポリシー（以下「知事部局ポリシー」という。）をいう。

(2) 情報資産

知事部局ポリシーにおける情報セキュリティ対策の範囲に含まれない情報資産をいい、この情報セキュリティポリシーでは、委員会の職務の遂行に伴って取り扱う全ての情報（紙及び電磁的記録媒体に記録されたもの、会話等を含む。）を対象とする。

3 情報セキュリティ基本方針

委員会の情報セキュリティ対策等に関し、この情報セキュリティポリシーに定めのない事項については、知事部局ポリシーの各規定（「第 2 章 1 管理体制」を除く。）を準用する。

4 情報セキュリティの管理体制

(1) 事務局長

ア 事務局長は、委員会の事務局内業務全般の情報セキュリティ管理全般を統括する。

イ 事務局長は、書記（事務局次長及び係長を含む。以下同じ。）の中から情報セキュリティ管理の補助者を指定することができる。

(2) 書記

書記は、事務局長の指示に従い、情報資産を適切に取り扱う。

5 情報資産の取扱い

情報資産の取扱いについては、事務局長が別に定める手順により処理する。

6 その他

この情報セキュリティポリシーに定めのない事項については、都度、知事部局ポリシーに準じて事務局長が定める。